

所得制限限度額表

手当を受けようとする人、その配偶者（父もしくは母が障害の場合）又は同居の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年（1月から6月までに請求する人については前々年）の所得が次表の額（本人の場合は一部支給欄の額）以上であるときには、手当は支給されません。所得は課税台帳で確認します。

（単位：円）

扶養親族等の数	請求者本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
以降1人につき	380,000 加算	380,000 加算	380,000 加算
加算額	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1人につき 100,000 特定扶養親族 1人につき 150,000		扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族1人につき（扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき） 60,000

児童の父もしくは母から該当児童のための養育費を請求者本人又は児童が受け取った場合はその額の8割相当額が所得に加算されます。

サラリーマンの所得とは・・・

所得 = (年間収入金額 - 給与所得控除) + (児童の父もしくは母からの養育費等金品の8割に相当する金額) - 80,000円 - 「主な控除」

主な控除とは・・・

障害者控除、寡婦控除、特例寡婦控除、特別障害者控除、勤労学生控除等があります。